

## 国立国会図書館顧問内規

(昭和五十五年四月十二日国立国会図書館内規第十号)

改正 昭和五十八年四月八日国立国会図書館内規第一号

第一条 国立国会図書館に、顧問若干人を置くことができる。

第二条 顧問は、館長の求めに応じ、重要な事項に参画する。

第三条 顧問は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

第四条 顧問の任期は、二年とする。

第五条 顧問に対しては、給与を支給しない。

### 附 則

この内規は、昭和五十五年四月十二日から施行する。

附 則 (昭和五十八年四月八日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、昭和五十八年四月八日から施行する。